

障 害 者 支 援 課

I 障害者支援課の業務概要

1 概要

障害者支援課は、身体障害者福祉法第11条第1項の規定による「身体障害者更生相談所（以下、身更相）」、知的障害者福祉法第12条第1項の規定による「知的障害者更生相談所（以下、知更相）」、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第6条の規定による「精神保健福祉センター」の業務を行う。

また、障害者支援課には「福井県障害者権利擁護センター」機能、「福井県精神科救急情報センター」機能、「福井県ひきこもり地域支援センター」機能が附置されており、障害者に関する専門相談機関として相談・支援の業務を行う。

2 沿革

	身体障害者更生相談所 知的障害者更生相談所機能	精神保健福祉センター機能
昭和26. 4		福井県精神衛生相談所開設（福井県立精神病院に併設）
昭和29. 4	身体障害者更生相談所および肢体身体障害者更生指導所（肢体不自由者更生施設）を福井市松本1丁目に設置	
昭和35. 7	精神薄弱者更生相談所を身体障害者更生相談所に併設	
昭和41. 4	精神薄弱者更生相談所を中央児童相談所（福井市松本4丁目）に移転・併設	
昭和47. 4		精神保健衛生センター開設
昭和51.11	精神薄弱者更生相談所を中央児童相談所等とともに福井市光陽2丁目に新築移転	
昭和52. 3	身体障害者更生相談所、身体障害者更生指導所（身体障害者更生施設）を福井市光陽2丁目に新築移転し、福井県総合相談所「若越あかりの園」（呼称）とする。	
昭和52. 4	あかり福祉工場（身体障害者授産施設）を若越あかりの園に設置	
昭和57. 4	機構改革により、障害、児童等の機関を福井県福祉総合相談所「若越あかりの園」として統合	
昭和63. 5		精神衛生法の一部改正により福井県精神保健センターに改称
平成 4. 4	福井県総合福祉相談所に名称変更	
平成 5. 4	機構改革により、福井県あかり福祉工場（身体障害者授産施設）の機能を廃止	
平成 7. 6		精神保健法の一部改正により福井県精神保健福祉センターに改称
平成11. 4	法律改正により、精神薄弱者更生相談所を知的障害者更生相談所に名称変更	
平成16. 3	福井県身体障害者更生指導所（身体障害者更生施設）を閉鎖	センター再編整備により織協ビル2階に移転、愛称「ホッとサポートふくい」の使用開始
平成16. 4	知的障害者更生相談所業務を障害者相談課に移管し、身体障害者相談業務および知的障害者更生相談業務を一元化	
平成22. 6		福井県精神科救急情報センター開設
平成24.10	福井県障害者権利擁護センター機能を附置	
平成26. 4	機構改革により、精神保健福祉センターを総合福祉相談所に移転、障害者に関する県の相談機関を一元化し、障害者支援課を設置。新たに福井県ひきこもり地域支援センター機能を附置	

3 業務内容

[身体障害者相談部門]

(1) 専門的な相談および判定

- ・ 18歳以上で身体障害の軽減や改善を目的とした自立支援医療給付に関する医学的相談および判定
- ・ 車いす、装具、補聴器等の補装具に関する相談および医学的判定
- ・ 身体障害者手帳交付、等級変更についての相談および医学的診断
- ・ 身体障害者に関する職業、生活、年金等についての相談

(2) 市町や障害福祉サービス事業所等への支援

- ・ 市町や施設等に対する専門的技術的援助および助言、研修等の実施
- ・ 障害者支援施設待機者に関する広域的入所調整および市町に対する施設の空き情報の提供
- ・ 必要な情報の収集や提供等
- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に基づき市町が行う介護給付等に関する意見書等交付
- ・ 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業所等への研修の実施

(3) 相談方法

① 来所相談・判定

- ・ 月曜日から金曜日の8時30分から17時15分（医師による医学的相談を除く）原則予約制
- ・ 義肢・装具・座位保持装置判定は、原則として毎月第2金曜日9時から11時にリハビリテーション科医師が医学的判定を実施（完全予約制）

② 定例相談・判定

- ・ 公立小浜病院において、毎月第3金曜日の13時から15時まで、耳鼻科、眼科、整形外科について相談・判定を実施

③ 巡回相談・判定

- ・ 地理的状況を考慮し市町を巡回し、補装具の相談・判定を実施（原則予約制）

④ 訪問による相談・判定

- ・ 障害状況等を考慮し、家庭・病院・施設等を訪問して補装具の相談・判定を実施

[知的障害者相談部門]

(1) 専門的な相談および判定

- ・ 18歳以上の知的障害者にかかる療育手帳の要否判定、程度判定および交付
- ・ 「重度心身障害者（児）医療無料化対策事業」の適用に関する要否判定
- ・ 障害者総合支援法等に基づく福祉サービス利用に関する相談・判定
- ・ 家庭や地域における生活上の問題等に関する相談
- ・ 職業相談および職親委託に関する相談・判定
- ・ 各種証明書の発行（例：障害基礎年金の申請に必要な「受診状況等証明書」の交付、診断書作成等に活用する「知能検査等結果資料」の交付等）

(2) 市町・障害福祉サービス事業所等への支援

- ・ 市町や施設等に対する専門的技術的援助および助言、研修等の実施
- ・ 障害者支援施設待機者に関する広域的入所調整および市町に対する施設の空き情報の提供

- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に基づき市町が行う介護給付等に関する意見書等交付
- ・障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業所等への研修の実施

（３）相談方法

①来所相談・判定

- ・月曜日から金曜日の８時３０分から１７時１５分（原則予約制）
- ・療育手帳新規交付判定に伴う医学的判定については直接問い合わせ（完全予約制）

②定例相談・判定

- ・公立小浜病院において、原則毎月第３金曜日の１３時から１５時まで、療育手帳新規交付に伴う医学的判定を実施（完全予約制）

③巡回相談・判定

- ・地理的状況を考慮し市町を巡回し、療育手帳の相談・判定を実施

④訪問による相談・判定

- ・障害状況等を考慮し、家庭、病院、施設等を訪問して療育手帳の相談および判定を実施

[精神障害者保健福祉相談部門]

（１）精神保健福祉業務

①技術指導および技術援助

- ・各健康福祉センター、市町等関係機関に対する積極的な技術指導および援助等

②教育研修

- ・各健康福祉センター、市町、社会復帰施設、障害福祉サービス事業所等の関係機関等の職員等に対する専門的研修等の教育研修の実施等

③普及啓発

- ・精神保健福祉の知識、精神障害についての正しい知識、権利擁護等に関する普及啓発、各健康福祉センター、市町の普及啓発活動に対する協力、指導、援助等

④調査研究

- ・地域精神保健福祉活動等に関する調査研究および統計資料の収集整備、関係機関への効果的な資料提供等

⑤精神保健福祉相談

- ・精神保健福祉に関する相談および指導のうち複雑または困難な相談の実施（原則来所）
- ・相談内容：精神保健福祉全般の相談（心の健康相談・精神医療に係る相談・社会復帰相談・アルコール・薬物・思春期・認知症等）

⑥組織育成

- ・精神保健に関連した家族会、患者本人の会、社会復帰事業団体など県単位の組織の育成
- ・各健康福祉センター、市町等地区単位での組織の活動への協力等

⑦精神医療審査会

- ・精神病院に入院している精神障害者の入院の可否および処遇の適否について専門的かつ独立的な機関として審査等

⑧自立支援医療費（精神通院）および精神障害者保健福祉手帳判定

- ・精神障害者の通院医療費の適用に関する適否の判定および精神障害者保健福祉手帳の適否および程度判定

(2) ひきこもり地域支援センター業務

- ・ひきこもり支援コーディネーターを配置し、ひきこもり相談への対応、フリースペースや親の会の運営、関係機関との連携体制強化に向けた協議会や研修等の実施

(3) 精神科救急情報センター業務

- ・専用電話による24時間365日体制での精神医療相談を実施
- ・専用電話番号：0776-63-6899

[障害者権利擁護センター業務]

(1) 障害者虐待防止法に基づく虐待対応

- ①使用者虐待の通報等の受理
- ②労働局への報告
- ③市町への専門的助言、指導
- ④広域的連絡調整等の実施
- ⑤普及啓発活動

(2) 市町・障害福祉サービス事業所等への支援

- ・障害者虐待防止・権利擁護研修の実施
- ・その他障害者虐待の防止等のために必要な支援を行うこと

4 職員構成

H29.4.1現在

職種		専任	兼務	嘱託	合計
総合福祉相談所長				1※ ⁴	1
" 次長			2		2
" 事務職員			2		2
障害者支援課長		1			1
身更相 担当	身体障害者福祉司（ケースワーカー）	1	(1)※ ¹		1(1)
	看護師	1			1
	理学療法士	1			1
	医師（整形・外科・耳科・眼科・内科）		7	4	11
知更相 担当	知的障害者福祉司（ケースワーカー）	1	(1)※ ¹		1(1)
	看護師		(1)※ ²		(1)
	心理判定員	2			2
	医師（精神科）			2	2
精神 相談 担当	保健師	1			1
	精神保健福祉士	1			1
	臨床心理技術者	1			1
	事務	1			1
	医師（精神科）			3	3
	精神保健相談員			1	1
	精神科救急情報センター			6※ ⁵	6
	ひきこもり支援コーディネーター			1	1
障害者権利擁護センター			(10)※ ³		(10)
計		11	11(10)	18	40(10)

() 内は兼務人数

※1. 障害者支援課長が兼務

※2. 身更相看護師が兼務

※3. 事務除く課員10名が兼務

※4. 総合福祉相談所長（嘱託）は、女性相談部門、児童相談部門を兼務

※5. 常時1名配置